

再処理施設に係る廃止措置計画認可申請書の一部補正について(概要)

平成 29 年 6 月 30 日に認可の申請を行い、平成 30 年 2 月 28 日に一部補正を行った再処理施設の廃止措置計画に対し、東海再処理施設等安全監視チーム会合や面談等、これまでの審査の中でいただいたご指摘等を踏まえた記載内容の適正化を行い、それらを反映した廃止措置計画認可申請書の補正を、本日、原子力規制委員会へ提出しました。

主な補正内容は以下のとおり。

1. 放出管理目標値の設定
 - 廃止措置段階における放射性廃棄物の放出量は、廃止措置の進捗に応じて、適宜、見直しを行い、まずは工程洗浄終了段階で実施することを記載
 - 当面の放出管理として、クリプトン-85、トリチウムについて新たに放出管理目標値を設定し、再処理施設保安規定にて管理することを記載
2. 核燃料物質の譲渡しの記載の具体化
 - 使用済燃料について、ふげんの廃止措置計画の搬出計画と同様に搬出期限等を記載
 - 核燃料物質の譲渡しの方法について変更が生じた場合は、再処理事業指定変更申請を行う旨を記載
3. 特定廃液の明確化
 - 再処理施設で取り扱う放射性液体廃棄物のうち、高放射性廃液、低放射性濃縮廃液を特定廃液として取り扱うことを明確にし、関連する記載を変更
4. 高レベル放射性物質研究施設(CPF)からの放射性廃棄物の引き渡しの明確化
 - CPF からの放射性廃棄物の引き渡しを受ける際は、再処理施設への支障がないよう行う旨を記載
5. プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)におけるスラッジの取扱いの明確化
 - PCDF で保管しているスラッジ(廃液処理に伴い発生)の更なる安定化を図るために水洗浄を行う旨を記載
6. その他記載の適正化
 - 再処理施設の廃止措置の特徴の明確化
 - 施設の現況と今後の計画が明確になるよう構成を見直し
 - 廃止措置対象施設の図、廃棄物の処理フローの図等を追加 等

以上